平成26年度甘味資源作物機械等リース導入支援事業(北海道·南九州畑作物農業機械等リース支援事業)に関する事業評価シート 改善計画目標年度(令和元年度)実績に基づく評価

県名	市町村名	事業実施主体名 (対象作物)	事業実施年度	改善計画 目標年度	成果目標の具体的な内容		達成度	事業計画の	適正な事業	地方農政局長等の意見		
						現状	目標	結果	连队及	妥当性*	執行*	地刀辰政向长寺の忌兄
	心 見印	常呂町農業協同組合 (ばれいしょ)			作付面積を1%以上増加	154.40ha	171.90ha	140.04ha		1	1	作付面積を1%以上増加については、現状値を下回り、成果目標を達成していないため、事業実施主体に対し、改善計画の提出を求めることとする。

^{*「}事業計画の妥当性」及び「適正な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には「1」を、それ以外の場合は「0」を記載。

平成26年度甘味資源作物機械等リース導入支援事業(北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業)に関する事業評価シート 天災等外部的な要因により評価方法を変更した事業実施主体の目標年度実績に基づく評価

県名	市町村名	事業実施主体名 (対象作物)	事業実施	改善計画	成果目標の具体的な内容	目標数値			達成度	事業計画の		地方農政局長等の意見 注1
宗石 			年度	目標年度	成末日標の具体的な内容	現状	目標	結果	连队及	妥当性*	執行*	地力展以向長寺の息見 注1
北海道	清水町	有限会社メロディーファーム (てん菜)	H26	H30(未達成) R2(再評価)	現行作付面積のうち、当該 品種が作付けされていない 面積における品種の作付 面積割合を30%以上増加	0.0%	55.0%	57.6%	104.7%	1		てん菜の当該品種の作付面積割合30%以上増加については、目標年度を令和2年度に変更して再評価を実施した。その結果、57.6%増加と成果目標を達成しており、事業による取組の成果があったと認められる。
				H30	作付面積を1%以上増加	77.00ha	77.80ha	77.99ha	123.8%			
北海道	斜里町	斜里町農業協同組合 (ばれいしょ)	H26	H30(未達成) H29(再評価)	種ばれいしょの作付面積を 1%以上増加	95.77ha 80.23ha	104.42ha 88.88ha	87.26ha 89.57ha	108.0%	1		種ばれいしょの作付面積1%以上増加については、平成27年に植付予定ほ場の一部でジャガイモシストセンチュウ(Gr)が発生したため植物防疫法上、種ばれいしょの作付不可となったことに加え、平成29年に事業実施主体のうち耕作者が1戸離農したことから、平成30年度の成果目標達成に必要なほ場面積を確保することができず、成果目標の達成が困難となった。そのため地域農業及び社会環境変化を踏また日標数値としてG予発生等により減少したほ場面積を除外し、目標数値を再設定し、植付可能面積が減少した直近の平成29年度の実績において再評価を行ったことについて、やむを得ない状況であったと認める。その結果、成果目標を上回っており、事業による取組の成果があったと認められる。
北海道	大空町	カルビーポテト株式会社 (ばれいしょ)	H26 -	H30(未達成) R2(再評価)	労働時間を10%以上削減	115.8h/ha	81.9h/ha 96.5h/ha	107.9h/ha 95.9h/ha	103.1%	1	1	ばれいしょの収穫作業における労働時間10%以上削減については、平成30年度において例年より雨が多く塊茎腐敗や土塊の混入が多くなり、その除去作業に通常より多くの労働時間を要したため、適切な評価が困難であった。加えて事業実施主体から提出されている当初計画ではハーベスター速度7.69h/ha(オフセットハーベスター: ほ場作業能率高レベル基準9.05h/ha)、機上選別人員3名(標準オフセットハーベスター作業人員4名)で計画されており、過度の人員削減と作業機速度の増加による労働災害の発生が懸念された。そのため、令和2年度の評価方法の見しにあたっては、労働時間の削減の他に、近年頻発しているトラクタの転倒事故やハーベスターの機上選別時のコンベアによる巻き
				Н30	作付面積を増加	124.80ha	135.00ha	159.82ha	343.3%	'		込み事故など農作業の労働災害防止の観点からも、北海道農業生産技術体系に基づき、適正な人員数とハーベスターの適正速度での作業時間を確保した作業計画を作成し、産地検討会で見直しを図り、成果目標を17%削減へ再設定した。この成果目標の再設定については、労働災害防止を講ぜられる上で最低限必要な労働時間であり、これ以上の労働時間削減の取組は労働災害発生を助長しかねない状況であったため、やむを得ないと認める。その結果、成果目標の削減を達成し、事業による取組の成果があったと認められる。

^{*「}事業計画の妥当性」及び「適正な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には「1」を、それ以外の場合は「0」を記載している。

注1:「地方農政局長等の意見」欄に、甘未資源作物安定生産体制緊急確立実施要領(農林水産省生産局長通知平成27年2月3日付け26生産第2541号)別記2の第8の2の(2)に基づき、地域農業及び社会環境変化を踏まえ、目標達成度に加え、事業実施計画の適正性等を含めた総合的な評価を記載している。